
第1章 計画の背景と目的

1. 計画の背景

(1) 上位計画と関連計画

ア 宇佐市総合計画

宇佐市は、市の将来都市像を定め、その将来都市像を達成するために必要な各分野の施策を定める「まちづくりの指針」とする第二次宇佐市総合計画を平成27年3月に策定した。前期基本計画として「第5章 個性豊かな人材と文化を育むまち」の「第9節 文化財」において、“市域の国、県、市の指定文化財の保存や保護に努め、未来へ引き継ぐための継承活動に力を注ぐ。”方針の中、“特に、戦争遺跡については、遺跡の保全・資料の散逸の危惧が高まっていることから、早急な対応が必要”とし、戦争遺跡の保存整備に向けた重要性が示されている。

イ 宇佐市教育振興基本計画

宇佐市教育委員会は、「大人が学び、子どもたちが学ぶ教育の郷づくり」の基本理念のもと、人々がいつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる教育環境の整備に努め、平成27年3月に宇佐市教育振興基本計画を策定し、平成27年度から10年先を見通した本市の教育行政の方向や施策を示している。「第3章 今後10か年で重点的に取り組む施策」の「重点施策27 文化財の整備と活用」に、“宇佐市平和資料館の展示を充実させるとともに、戦争遺跡の活用を目指す”とし、戦争遺跡の平和学習等への活用方針が示されている。

ウ 宇佐市都市計画マスタープラン

宇佐市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、平成22年3月に策定された。「第5章 地域別構想」の「柳ヶ浦・長洲市街地」の地域整備の方針として、“地域の特色を活かしたまちづくりを推進する中で、航空隊の遺跡を中心とした「平和ミュージアム構想」の実現を図ります。”と航空隊の遺跡を地域の特色として捉えたまちづくり構想が示されている。

エ 第二次宇佐市観光・交流ビジョン

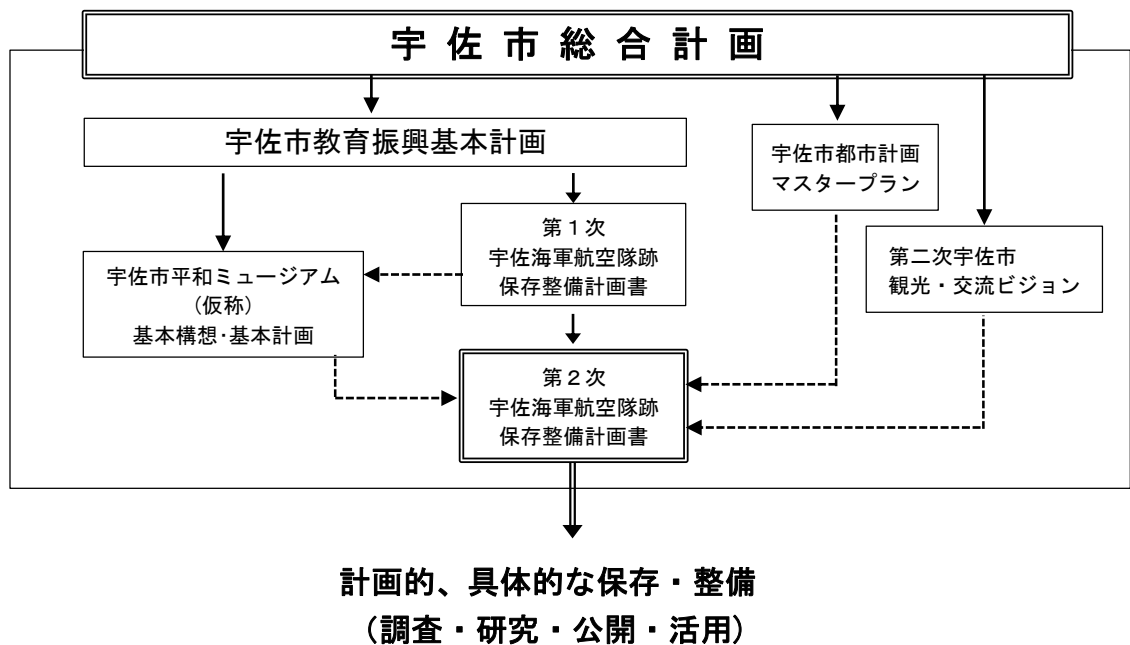
観光の分野では、平成27年7月に第二次宇佐市観光・交流ビジョンを策定し、地域資源を活かした観光と地域づくりを一体とするツーリズム産業に焦点をあて、人々の求める観光の形態や時代の変化に対応した新たなツーリズム振興のビジョンを示している。

オ 宇佐市平和ミュージアム（仮称）基本構想・基本計画

本市においては、近現代の戦争の歴史を明らかにするとともに、点在する遺構、残存する遺物、体験者の証言などを基に戦争の歴史を伝え、多くの人に「平和の大切さと命の尊さ」にふれる機会の創出を目指す宇佐市平和ミュージアム（仮称）基本構想・基本計画を策定している。この中には、今なお「我がまちも戦場であった」歴史を伝える戦争遺構が数多く残存されていることもあり、資料館と戦争遺構群で構成するフィールドミュージアム構想であることを示している。

特に、戦争遺構群については、本物が体感できる実物展示資料として位置づけされており、資料館との一体化（館内展示と屋外展示の連携）した整備の重要性を示している。

●上位計画と関連計画の相関図



(2) 現在までの主な取組

平成5年に設置された宇佐海軍航空隊跡史跡整備検討委員会によって作成された「宇佐海軍航空隊史跡等保存事業検討委員会調査部会報告書」において、宇佐海軍航空隊跡の保存に関する基本的な方針が示された。

この方針に基づき、城井1号掩体壕を平成7年3月に市の史跡に指定し、平成9年まで史跡公園としての整備を行なった。その後、平成17年には、高居地下壕を市の史跡に指定し、城井1号掩体壕史跡公園化及び滑走路跡へのモニュメント設置が行われるなど、徐々に整備が進められた。

このような取組を進めてきたものの、市内に点在する戦争遺構は、現状把握がなされずにいたため、平成22年度に「宇佐海軍航空隊跡保存整備計画書（第1次計画）」を策定し、戦争遺構の概要の整理や整備の方針を示した。

第1次計画で示した方針に基づき、国有地内に所在する落下傘整備所、エンジン調整場、半地下式コンクリート造建物の3施設及び民有地内にあった爆弾池の公有地化を図り、落下傘整備所、半地下式コンクリート造建物、爆弾池を市の史跡に指定し、蓮光寺の生き残り門を市の登録文化財として登録するなど保存の措置を図った。

また、戦争関連資料の収集や活用においては、各委員会を設置してそれぞれ取組を進めている。平和ミュージアム構想の実現に関しては、宇佐海軍航空隊平和ミュージアム（仮称）構想委員会を設置し、様々な意見を伺いながら「宇佐市平和ミュージアム（仮称）基本構想・基本構想」を策定し、戦争遺構群を実物資料として資料館と一体的に整備する方針を示した。

(3) 保存整備の必要性

戦後70年が経過した現在、戦争体験者は高齢化し「我がまちも戦場であった」戦争の歴史を語れるのは、ヒトから遺構、遺物や記録といったモノに代ってきている。市内に残る多くの戦争遺構は、宇佐も戦場であったことの証であり、宇佐海軍航空隊の歴史だけでなく広く宇佐の歴史を語るうえでも欠くことのできないもので、後世に伝えていくことが重要である。

さらに、これらの保存、整備を求める市民の声も大きく、現在、宇佐市平和資料館を仮設の展示場所として、宇佐海軍航空隊関連資料等を展示している中、来館者から寄せられた意見の多くは、収蔵している関連資料と本物が体感できる戦争遺構群との一体性のある展示を望んでいる。

しかしながら、その遺構見学を行うための環境が整っていない状況であり、戦争遺構群については、平和学習や地域活性化の素材としても高い潜在力があるものの、十分に活用されていない状況である。

このような状況の中、残された戦争遺構は宅地化や開発の進展に伴って、消滅する可能性も高くなってきており、保存整備の必要性が重要視されている。

2. 第2次宇佐海軍航空隊跡保存整備計画の目的

(1) 目的

宇佐海軍航空隊に関連する戦争遺構の総合的な保存整備を図るために、その考え方や方針及び規模、内容、工程、さらには具体化に向けての方向性等を定め、今後の保存整備を実現するための基礎的判断材料となる計画を策定する。

(2) 位置づけ

本計画は、今後の宇佐海軍航空隊の戦争遺構保存整備についての基本的な方向性を定める。具体的な保存整備工事等については、調査結果に左右されるものもあることから、関連事項の具体化に際しては、本計画の主旨を原則として行っていく。

(3) 計画範囲

本計画の範囲は、宇佐海軍航空隊跡を中心に市内全域を対象とする。その対象となる戦争遺構の保存整備は、「歴史的文化遺産の保護」の観点のみならず、その活用やまちづくりの視点において、各戦争遺構及びその周辺においても検証し整備を図る。

(4) 保存整備の対象

本計画での保存整備の対象とする遺構は、第1次計画で対象遺構であった23遺構を基本に、宇佐海軍航空隊の施設や空襲の痕といった戦争の足跡を残す遺構を対象とする。

第2次計画での対象遺構は、第1次計画策定後の調査、検討の結果をふまえ、本計画への追加が必要とされる6ヶ所を加えた全29遺構を対象とする。

(5) 関連計画との関係

本計画は、歴史的文化遺産の保存整備だけでなく、周辺地域の土地利用計画、道路計画、景観形成計画、あるいは公園整備計画等とも深い関係を有する。そのため、本計画自体の独自性を維持しつつ、その前提として市の総合計画をはじめとする上位計画や各種の関連計画等との整合性を図る。